

「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 10 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ. 改正の趣旨

金融商品取引業者等は、事故により顧客に生じた損失を支払うに際しては、一定の場合を除き、管轄財務局長等の確認を受けなければならないこととなっている。9 月 9 日、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布（即日施行）され、管轄財務局長等の確認を受けずに損失を支払うことができる場合に、一定の条件下で、金融商品取引業協会の内部に設けられた委員会が調査し、確認している場合が追加されることとなった。

そこで、本協会内に、当該調査及び確認を行う委員会を設置し、その手続等に関し必要な事項を定めるため、「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正を行う。

Ⅱ. 改正の骨子

1. 表題を「事故の確認申請、審査等に関する規則」から「事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則」に改める。
2. 規則の目的に委員会調査確認手続及び当該手続を行うに必要な事項を定めることを追加する。（第 1 条）
3. 用語の定義を定める。（第 2 条）
4. 委員会調査確認申請に関する規定を新設する。（第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条）
5. 事故報告に際して、協会員から本協会への報告書提出期限を明確化する。（第 12 条）
6. その他所要の整備を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、定款改正（本協会の業務への追加及び委員会の設置）を条件として、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

「事故の確認申請、審査等に関する規則」の一部改正について

平成 21 年 10 月 20 日

(下線部分変更)

新	旧
事故の確認申請、調査及び確認等 に関する規則	事故の確認申請、審査等に関する規則
第 1 章 総則	
(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が、<u>協会員又はその従業員等の事故により補てん行為を行う場合の確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。</u>	(目的) 第 1 条 この規則は、協会員がその<u>役員又は従業員</u>(「<u>協会の従業員の規則</u>」第 2 条第 6 号に規定する従業員をいい、協会の役員又は従業員であった者を含む。以下同じ。)の事故(金融商品取引法第 39 条第 3 項に規定する事故のうち定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故に限る。以下同じ。)により、顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する<u>場合の確認申請手続</u>、本協会における審査その他必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。
(定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 事故 <u>金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 39 条第 3 項に規定する事故のうち定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る事故をいう。</u> 2 補てん行為 <u>金商法第 39 条第 1 項第 2 号及び第 3</u>	(新 設)

新	旧
<u>号に掲げる行為をいう。</u> 3 <u>確認申請</u> <u>金商法第 39 条第 3 項ただし書の確認</u> <u>を受けるために同条第 5 項の規定に基</u> <u>づき行う申請書及びその添付書類の管</u> <u>轄財務局長等への提出をいう。</u> 4 <u>委員会</u> <u>定款第 76 条の 2 第 1 項に定める事故</u> <u>確認委員会をいう。</u> 5 <u>委員会調査確認</u> <u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u> <u>(以下「金商業等府令」という。)第</u> <u>119 条第 1 項第 9 号ロの規定に基づく、</u> <u>委員会における調査及び確認をいう。</u> 6 <u>委員会調査確認申請</u> <u>金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号</u> <u>ロに規定する調査及び確認を受けるた</u> <u>めに行う委員会への申請をいう。</u> 7 <u>事故報告</u> <u>金商業等府令第 119 条第 3 項の規定</u> <u>に基づく報告をいう。</u> 8 <u>従業員等</u> <u>「協会の従業員に関する規則」第 2</u> <u>条第 6 号及び第 17 条に規定する従業員</u> <u>及び役員をいい、当該従業員又は役員で</u> <u>あった者を含む。</u> 9 <u>管轄財務局長等</u> <u>事故の発生した本店その他の営業所</u> <u>又は事務所の所在地を管轄する財務局</u> <u>長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区</u> <u>域内にある場合にあっては、福岡財務支</u> <u>局長)をいう。</u>	

新	旧
(社内管理態勢の整備等) 第 3 条 協会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、確認申請手続、委員会調査確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理態勢の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。 2 協会員は、前項の社内審査及び各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。 第 2 章 確認申請 (確認申請) 第 4 条 協会員は、協会員又はその従業員等の事故による損失の全部又は一部につき補てん行為を行う場合には、金商業等府令第119条第1項各号に掲げる場合に該当するときに除き、当該補てん行為に係る損失が事故に起因するものであることにつき、あらかじめ、<u>管轄財務局長等の確認を受けなければならない。</u> 2 前項の確認を受けようとする協会員は、<u>金商業等府令第120条に定めるところにより、金商業等府令第121条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を管轄財務局長等に提出しなければならない。</u> 3 前項の確認申請書には、当該確認申請書	(新 設) (社内管理体制の整備等) (参考現行第7条) 第 7 条 協会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の審査及び事故確認申請手続に関する社内管理体制の整備及びその適切な運営に努めなければならない。 2 協会員は、前項の審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。 (確認申請) 第 2 条 協会員は、役員又は従業員の事故により、顧客に対し財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供する場合には、当該申込み、約束又は提供が事故に起因するものであることについて、あらかじめ当該事故の概要等を記載した所定の様式による事故確認申請書（以下「確認申請書」という。）を当該事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長等」という。）に提出し、確認を受けなければならない。 2 前項の確認申請書は、当該事故に係る申込み、約束又は提供を行う顧客ごとに提出するものとする。 3 協会員は、第1項及び前項の確認申請書

新	旧
<u>が金商法第 39 条第 1 項第 2 号の申込みに係るものである場合を除き、金商業等府令第 122 条第 1 項に掲げる書類を添付しなければならない。</u> <u>4 第 2 項の提出は、本協会を経由して行わなければならない。</u> (削 る) (本協会による審査) <u>第 5 条</u> 本協会は、協会員から前条第 4 項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された補てんに係る損失が事故に起因するものであるかどうかを審査する。 2 (現行どおり)	<u>には、顧客が当該確認申請書に記載された内容を確認したことを証する書面（当該確認申請書が財産上の利益の提供の申込みに係るものである場合を除く。）その他参考資料を添付し、本協会を経由して提出しなければならない。</u> (新 設) (確認不要の場合の取扱い) <u>第 3 条</u> 協会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 119 条第 1 項第 9 号又は第 10 号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、当該事故の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。 <u>2 協会員は、前項の報告書の提出については、本協会を経由して行わなければならない。</u> <u>3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。</u> (本協会による審査) <u>第 4 条</u> 本協会は、協会員から第 2 条第 1 項の規定により、確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書に記載された違法又は不当な行為の内容が事故に該当するものであるかどうかを審査する。 2 本協会は、前項の審査のため必要と認めるときは、確認申請書を提出した協会員に

新	旧
<u>3 協会員は、前項の求めがあったときは、 正当な理由なく、これを拒んではならな い。</u> (管轄財務局長等への確認申請書の提出) 第 6 条 本協会は、前条第 1 項の審査の結 果、当該確認申請書に記載された<u>補てん</u>に 係る損失が事故に<u>起因</u>するものであると 認めたときは、当該確認申請書を管轄財務 局長等に提出する。 (協会員に対する確認結果の通知) 第 7 条 本協会は、協会員から提出された 確認申請書に係る<u>補てん行為</u>について管 轄財務局長等の確認の結果の通知があっ た場合には、<u>速やかに</u>、その旨を当該協会 員に通知する。 第 3 章 委員会調査確認申請 (委員会調査確認申請) 第 8 条 協会員は、協会員又はその従業員 等の事故(事故による損失について、協会 員と顧客との間で顧客に対して支払をす ることとなる額が定まっている場合であ って、協会員が顧客に対して支払をす ることとなる額が 1,000 万円を超えないもの に限る。以下この章において同じ。)による 損失の全部又は一部につき<u>補てん行為</u>を 行う場合には、確認申請を行うとき又は金 商業等府令第 119 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで、第 10 号若しくは第 11 号に掲げる 場合に該当するときを除き、顧客に対する 支払が事故による損失を補てんするため に行われるものであることにつき、あらか	対し、その内容につき説明を求め、又は証 拠書類等の提出を求めることができる。 (新 設) (管轄財務局長等への確認申請書の提出) 第 5 条 本協会は、前条第 1 項の審査の結 果、当該確認申請書に記載された<u>違法又は 不当な行為の内容</u>が事故に該当するもの であると認めたときは、当該確認申請書を 管轄財務局長等に提出する。 (協会員に対する確認結果の通知) 第 6 条 本協会は、協会員から提出された 確認申請書に係る<u>申込み、約束又は提供</u>に ついて管轄財務局長等の確認の結果の通 知があった場合には、<u>遅滞なく</u>、その旨を 当該協会員に通知する。 (社内管理体制の整備等) 第 7 条 協会員は、事故の適正な処理を 図るため、事故の審査及び事故確認申請手続 に関する社内管理体制の整備及びその適 切な運営に努めなければならない。

新	旧
<u>じめ、委員会の調査及び確認を受けなければならない。</u> <u>2 前項の調査及び確認を受けようとする協会員は、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故調査確認申請書(以下「調査確認申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。</u> <u>3 協会員は、前項の調査確認申請書には、顧客が調査確認申請書の内容を確認したこと及び協会員と顧客との間で顧客に対して支払をすることとなる額が定まっていることを証する書面その他参考資料を添付しなければならない。</u> <u>(委員会による調査及び確認)</u> 第 9 条 <u>委員会は、協会員から前条第 2 項の規定により調査確認申請書の提出があった場合には、当該調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行う。</u> <u>2 委員会は、前項の調査及び確認のため必要と認めるときは、調査確認申請書を提出した協会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。</u> <u>3 協会員は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。</u> <u>(協会員に対する回答)</u> 第 10 条 <u>委員会は、協会員から提出された調査確認申請書に記載された顧客に対する支払が事故による損失を補てんするために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行った場合には、速やか</u>	<u>2 協会員は、前項の審査及び確認申請手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。</u>

新	旧
に、その内容を当該協会員に回答する。 (調査確認料) 第 11 条 協会員は、第 8 条第 2 項の規定により調査確認申請書を提出したときは、調査確認申請書提出日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに、当該調査確認申請 1 件につき 12,000 円の調査確認料を本協会に納入しなければならない。 2 前項の調査確認料の納入は、本協会が指定する口座への振込によって行う。この場合において、振込手数料は、協会員の負担とする。 第 4 章 事故報告 (報告義務) 第 12 条 協会員は、金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号から第 11 号までの規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、<u>補てん行為を行ったときは、当該補てん行為を行った日の属する月の翌月末日までに、金商業等府令第 121 条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による報告書により、管轄財務局長等に報告をしなければならない。</u> 2 前項の報告は、<u>前項の報告書を当該補てん行為を行った日の属する月の翌月 20 日（当日が本協会の休業日である場合には、その前営業日）までに本協会に提出することにより、本協会を経由して行わなければならない。</u>	（新 設） (確認不要の場合の取扱い)(参考現行第 3 条) 第 3 条 協会員は、<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 119 条第 1 項第 9 号又は第 10 号の規定に基づき管轄財務局長等の確認が不要とされる事故について、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、当該事故の概要等を記載した所定の様式による報告書により管轄財務局長等に報告しなければならない。</u> 2 <u>協会員は、前項の報告書の提出については、本協会を経由して行わなければならない。</u>

新	旧
3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。 第 5 章 雑則 (金融商品仲介業者に対する準用) 第 13 条 この規則は、金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員(「金融商品仲介業者に関する規則」第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める役員及び従業員をいい、当該役員又は従業員であった者を含む。)の事故であって、その所属金融商品取引業者等(金商法第 66 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。)である協会員が行うこの規則に定める手続について準用する。 付 則 この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。	3 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該協会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。 (金融商品仲介業者に係る事故確認) 第 8 条 本規則は、協会員が行う金融商品仲介業者又はその役員若しくは従業員の事故の確認申請手続について、準用する。

○ 参 考 (予定される定款改正案)

事故の確認申請、調査及び確認等に関する規則 第 2 条第 4 号関係

改 正 案	現 行
(事故確認委員会) <u>第 76 条の 2 本協会は、本協会の付属機関として、事故確認委員会を置く。</u> <u>2 事故確認委員会は、金商業等府令第119条第 1 項第 9 号口に規定する委員会として、同号口に規定する調査及び確認を行う。</u> <u>3 自主規制会議に属する理事及び執行役は、事故確認委員会に、前項に規定する調査及び確認を行う権限を委任する。</u> <u>4 事故確認委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「事故確認委員会規則」をもって定める。</u>	(新 設)